

香川県条例第28号

香川県都市公園条例の一部を改正する条例

香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第14条の2 都市公園（<u>香東川公園、土器川公園、坂出緩衝緑地、香川県総合運動公園、香川県立丸亀競技場、瀬戸大橋記念公園又はさぬき空港公園</u>に限るものとし、これらの都市公園において法第5条第1項の許可を受けて公園管理者以外の者が設け、又は管理する公園施設を除く。以下この条において同じ。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>2～7 略</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第14条の2 都市公園（<u>土器川公園、坂出緩衝緑地、香川県総合運動公園、香川県立丸亀競技場、瀬戸大橋記念公園又はさぬき空港公園</u>に限るものとし、これらの都市公園において法第5条第1項の許可を受けて公園管理者以外の者が設け、又は管理する公園施設を除く。以下この条において同じ。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</p> <p>2～7 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。